

平成28年（ワ）第380号 放送法遵守義務確認等請求事件（第1事件）

平成28年（ワ）第696号 放送法順守義務確認等請求事件（第2事件）

第1事件原告 宮内正厳

第2事件原告 溝川悠介外44名

被告 日本放送協会

原告準備書面（七）

2017年8月28日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 白井 啓太郎

弁護士 安藤 昌司

弁護士 辰巳 創史

弁護士 星 雄介

弁護士 阪口 徳雄

被告による放送法違反

原告らは、これまで、被告による放送法違反の事例を、訴状、原告準備書面（一）（三）（五）で述べてきたが、以下には、加計学園の獣医学部新設問題に関し、被告が放送法4条に違反して、政府に「忖度」した不公正な放送を行ってきたことを明らかにする。

1 被告NHKは、加計学園の問題を報道してこなかったこと

(1) 2017年1月20日、国家戦略特区諮問会議（議長 安倍晋三内閣総理大臣）は加計学園を実施主体とする獣医学部を今治市内に新設する計画を認可した。

53年ぶりに獣医学部開設が加計学園に認可されたことについては、安倍首相と加計学園の加計孝太郎理事長とが密接な関係にあることから、国家戦略特区を利用して便宜を図ったのではないかとの疑いが指摘されてきた。

(2) 加計学園問題については、文部科学省が内閣府とのやりとりを記録していたとされる文書（以下「本件文書」という。）の存在が問題となっている。

2017年5月16日、NHKは、報道番組である「ニュースチェック11」において、本件文書について報道したが、肝心の「官邸の最高レベルが言っていること」などとの記載部分が黒塗りで消されて放送され、また、アナウンサーがそれに触れることもなかった。

(3) 同年5月17日、朝日新聞朝刊は、本件文書の全文を掲載し、いわゆるスクープ報道となった。

同日、菅義偉官房長官は記者会見において「怪文書みたいな文書ではないか。出所も明確になっていない」などと批判したが、同年6月16日に同発言を撤回した。

(4) 同年5月25日、前川喜平前文科省事務次官（以下「前川前事務次官」

という)は記者会見を行い、本件文書について「自分が昨年秋に、担当の専門教育課から説明を受けた際、示された」と述べ、また、「行政がゆがめられた」「極めて薄弱な根拠で規制緩和が行われた。公平、公正であるべき行政の在り方がゆがめられた」と述べた。

前川前事務次官によると、同人へのインタビューはNHKが最も早い段階で行っていたのに、現在に至るまでNHKはこのインタビューを放映していない。

(5) 以上のように、NHKは、事前に本件文書や前川前事務次官の「証言」を把握しながら、他社が報道するまで、ことさらに報道を控えていたことになる。安倍政権、安倍首相に対する「忖度」そのものである。

(6) 2017年6月には、加計学園問題関連ニュース・番組に関して、視聴者からNHKに対して4429件にも上る意見が寄せられ、うち厳しい意見が2361件(53・3%)であった。視聴者から「加計学園についてもっと放送してほしい。あまりにも簡単で、短くて、物足りない、もっと突っ込んだ放送をしてほしい。」とか、「文科省の前川前事務次官のインタビューを取材しながら放送しないのはなぜなのか、放送してほしい。」といった声などが寄せられた(甲55「NHK月刊みなさまの声 平成29年6月号」の4～5頁)。

また、前川前事務次官のインタビューを「取材しながら放送しないのはなぜなのか。放送して欲しい。」という声が298件も寄せられた(甲55の5頁)。

(7) 以上のNHKの報道姿勢は、政権に不利な事実はできる限り報道しないというものであり、放送法第4条第2号「政治的に公平であること。」及び第3号「報道は事実をまげないですること。」に反するものである。

2 クローズアップ現代+における報道

(1) 同年6月19日、NHKは、「クローズアップ現代+」において、「波紋が広がる“特区選定”～独占入手加計学園“新文書”～」のタイトルで

加計問題について放送した（甲54）。

この報道では、NHKが独占入手した加計学園の新文書を発表し、平成28年10月ころには、すでに加計学園の名前が挙げられていたこと、開学の時期まで指定し、内閣府が文部科学省に早く進めるよう迫っていたことなどが放送された。

ところが、番組の後半では、社会部の大河内直人記者とともに政治部官邸キャップの原聖樹記者が出演し、そこで原記者は「（国家戦略特区の手続きに）間違いが起きるはずがない」「規制を緩和したくない文科省」など、手書きのフリップを持ち込み、官邸の方針に沿う解説を行った。

（2）視聴者の反響

同番組については、約1000件もの意見が寄せられ、そのうち好意的な意見が750件余りに上った（甲55の6頁）。

（3）番組後半における政治部原記者の発言について、同年7月25日、市民団体（視聴者611名の連名）が同人に対し質問書を送付し、ファクトチェックが必要と思われる箇所やNHKの報道番組に求められる自立した論点設定という観点に照らし疑問点を問いただした（甲56）。

その内容は次の通りである。

ア 「すべての決定過程が議事録に残っている」と解説されたが、重要な意思決定の過程が議事録には残されていない。

イ 「NHK放送ガイドライン2015」に収められた「4. 取材・制作の基本ルール」の①企画・制作の3項目の規定には、「報道番組などでは、正確な取材に基づいて事実や問題の本質に迫ることが大切である。虚構や事実でない事柄が含まれていないか冷静な視点で見極めようとする姿勢が求められる。」と定められているところ、「すべての決定の過程が議事録に残っている」との原記者の発言は、上記のガイドラインの規定に反するのではないか。

ウ 原記者は、「『広域的』という文言は、山本大臣が決定したことや手続きが適正に行われ違法性はない」と述べているが、

これは根拠なくして結論のみを述べている点で、上記のガイドラインの規定に反するのではないか。

エ 同番組の主題は、「特区選定の過程で公平性や透明性は保たれたのか」ということであつたにもかかわらず、原記者の解説は、「違法性はなかった」とするものであり、「問題の本質に迫る」姿勢に欠けるものだった。

(4) 上記(3)の質問書に対し、原記者ではなく、「クローズアップ現代+」から7月31日付で回答があつた(甲57)が、その回答内容は、「原記者の解説は、国家戦略特区の選定に関し国家戦略特区諮問会議の立場や見解についても政府内外の取材を尽くしたうえで、より多角的な観点から理解や議論を深めていただこうと行ったものです。」という、何らの反証を伴わない、いわば木で鼻をくくったような内容であつた。

(5) 以上のように、クローズアップ現代+の放送内容(特に前半)は、これまで放送法違反を繰り返してきたNHKの報道姿勢に比べると、変化の兆しがうかがわれるものである。

しかしながら、政治部原記者に対する市民団体の質問と、その回答についてみると、放送ガイドライン(甲24)を遵守する姿勢、視聴者・市民団体の声に真摯に耳を傾ける姿勢の欠如がみられ、放送法を遵守した放送がなされることに対し、原告ら視聴者は不安を覚え、危惧を禁じ得ないのである。

以上